

<p>森田議長</p>	<p style="text-align: right;">( 9:30 )</p> <p>皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は全員でございます。</p> <p>定足数に達していますので、これより令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会します。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>議員の皆様をはじめ管理者、副管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町の定例会をそれぞれ控え、何かとご多用の中ご出席を賜りまして、大変ご苦労さまです。平素は本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が全国で広がる中、環境の森センター・きづがわの運転につきましては、その業務の重要性を踏まえて継続的に留意し、安定稼働に努めていただいております。引き続き、適正にごみ処理を行うようお願いいたします。</p> <p>また、打越台環境センターの解体・撤去工事につきましては、追加した基礎杭の撤去も無事終えまして、仕上げにかかっているとの報告を受けております。</p> <p>私たち組合議会といたしましても、引き続き行政と連携を図りまして、その責任と役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、本日提案されている議案は、管理者の選挙、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正並びに令和3年度一般会計予算の4件でございます。慎重なるご審議を賜り、適切な結論が得られますようお願いを申し上げて、開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの定例会を控える中、公私ご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素は、本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、その拡大防止のために2回目の緊急事態宣言が出されるなど、経済活動だけではなく、住民の皆様の日常生活への影響を大変懸念しているところでございま</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>す。このような社会情勢の中ではありますが、木津川市、精華町の住民の皆様のご日常生活になくてはならないごみ処理を担う環境の森センター・きづがわの運転は、停止することができない重要な行政サービスでありますことから、日頃の職員の健康管理の徹底はもとより、万一職員に陽性者が発生いたしましても、ごみ処理が滞ることがないよう業務の継続性の確保に努めているところでございます。</p> <p>また、打越台環境センターの解体・撤去工事につきましては、昨年11月の定例会におきまして、基礎杭の撤去工事の追加に伴う変更契約の締結に係る議案をご可決いただきました。その後、速やかに取り組みました結果、全ての基礎杭の撤去が完了いたしました。今後、整地状況の確認やまた土壌調査の結果などを踏まえまして、3月半ばには打越台環境センター解体・撤去工事が完了する見込みとなりました。</p> <p>引き続き、環境の森センター・きづがわの安定稼働の継続と打越台環境センター跡地の用地処理という重要な課題に取り組んでまいりますので、議員の皆様方の一層のご指導、ご協力並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日、ご提案をさせていただきます議案につきましては、管理者の選挙、令和3年度一般会計予算、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正並びに非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の4件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、現状の報告などを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、倉克伊議員と5番、山下芳一議員を指名します。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日2月18日の1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、したがって、会期は本日の1日間に決定をいたし</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>ました。</p> <p>日程第3、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合管理者の選挙について」の件を議題にします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 どうぞ、管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第1号、木津川市精華町環境施設組合管理者の選挙につきましてご説明をさせていただきます。 組合規約第8条第2項の規定に基づき、管理者を議会において選挙するため、提案するものでございます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>お諮りします。 管理者の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これに異議なしの議員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。 多数のため、選挙による方法は指名推選によることに決定しました。</p> <p>お諮りします。 指名の方法は、議長から指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの方の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。 挙手多数であります。 したがって、議長から指名することに決定いたしました。</p> <p>それでは、管理者に河井規子氏を指名します。 管理者に河井規子氏を当選することに賛成の議員の。</p>

佐々木議員	議長。
森田議長	はい。
佐々木議員	少なくとも相談するべきじゃないですか、それをやるんだったら。
森田議長	どういう相談ですか。
佐々木議員	要するに河井さんでいいかということ。形式的にも、議長指名をやるんだったら、議員の中で同意を求めるべきじゃないの、そんなの。同意を求めていたら私も反対しないけども、議員の中、何の相談もせずに指名推選だけをやるとするのは、極めて問題があると思いますよ、それは。少なくとも、議会内で誰にするかという了解を得たらいいじゃないですか、多分反対はいないと思うけども。あまりにも形式的やわ、それは。横暴やわ。
森田議長	それで、あるんですか。
佐々木議員	いや、違う。議会が選挙するわけでしょう。
森田議長	指名推選することはもちろん諮ります。
佐々木議員	ということは、議会が責任を持つということでしょう。できれば全会一致でやったらいいわけですよ、それは。だったら事前に、こういうことで指名推選でもいいかという、何で内諾を得ないんですか、休憩してでも。
倉議員	議長。
森田議長	はい。
倉議員	今、議長の提案によって、議長推薦でよろしいですかということ、それで賛成多数で決定していますので、議長の推薦される方で諮ればいいということで、そういうふうに決まったんです。

佐々木議員	形式的にはね、そやから私、言いましたけども。
倉議員	それは方式に決まりましたやん。
森田議長	ちょっと待って。形式的と違うやんか。
佐々木議員	形式的やんか、そんなの。
森田議長	<p>ちょっと暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">( 9:41 )</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">( 9:47 )</p> <p>それでは、再開いたします。</p> <p>先ほどから話がありましたけれども、議長に指名を一任するという ことには異議がありませんでした。 したがって、議長から指名することに決定をしました。 それでは、管理者に河井規子氏を指名します。 管理者に河井規子氏を当選とすることに賛成議員の起立を求めま す。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>したがって、会議規則第33条第1項の規定に基づき、河井規子氏 が管理者に当選されましたことを報告いたします。</p> <p>また、会議規則第33条第2項の規定に基づき、河井規子氏に管理 者当選の告知をします。</p> <p>ここで、管理者に当選されました河井規子氏より、管理者承諾の挨拶 をお願いいたします。</p>
河井管理者	<p>ただいま管理者にご承認をいただきました木津川市長の河井規子で ございます。</p> <p>この数年間は、長年お世話になりました打越台環境センターから環 境の森センター・きづがわへの移行に当たりまして、環境の森センタ ー・きづがわの供用開始、また事務所の移転や打越台環境センターの 解体・撤去など、組合にとりまして大きな節目となります重要案件に 皆様のご協力を賜りまして取り組んでまいったところでございます。</p> <p>本組合の業務は、コロナ禍におきましても止めることのできない行 政サービスでありますことから、改めまして危機管理意識を職員と共</p>

河井管理者 つづき	有いたしまして、本組合の管理者としての責任を果たしてまいりたい と思いますので、今後ともどうぞ皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力の ほどよろしくお願い申し上げます。
森田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、副管理者につきましては、組合規約第8条第3項の規定によ りまして、杉浦正省氏をもって充てることとなりますので、よろしく お願いをいたします。</p> <p>ここで、杉浦正省氏より、副管理者承諾の挨拶をお願いいたしま す。</p>
杉浦副管理者	<p>ただいまは管理者を補佐するという月並みのことなんですけれど も、ちょっと道はそれるんですけども、打越台環境センターのときに は、管理者として精華町長がずっとされておりました。ここ木津川市 環境の森センターに移ってからは、やはり木津川市の所在地であるた め、管理者は今の河井市長にやっていただきたいという私の思いもご ざいました。</p> <p>したがいまして、今、議長のほうから推薦もありましたとおり、皆 さんからのご理解もありましたとおり、このように決めさせていただ いたということは、私にとっても大変ありがたいなと思っておりま す。しっかりと私は副管理者としてその任務を果たしてまいりたい と、かように思っておりますので、どうかよろしくお願いいたしま す。ありがとうございました。</p>
森田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程第4、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合議会議員の議 員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件、並び に、日程第5、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合特別職の職 員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい て」の件につきまして、関連しますので一括議題といたします。</p> <p>なお、討論及び採決については、議案ごとに行うこととします。こ れに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第4、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」 の件、並びに、日程第5、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>改正について」の件を一括議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第2号、木津川市精華町環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、並びに、議案第3号、木津川市精華町環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>議会議員及び非常勤の特別職に費用弁償として支給する交通費等につきまして見直すため、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長から説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>失礼します。</p> <p>議案第2号及び議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号及び議案第3号につきましては、本年度、費用弁償の見直しにつきまして検討しておりましたところ、昨年11月の定例会におきましても、令和元年度本組合の一般会計決算認定を求めた際に、監査委員に対する費用弁償に関してのご指摘もいただきましたことなども踏まえまして、令和3年度から議会議員及び非常勤の特別職に対する費用弁償の支給を見直すため、関係条例を改正するものでございます。</p> <p>まず、議案第2号でございます。</p> <p>木津川市精華町環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのご説明でございますけれども、議案書に添付の参考資料をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>新旧対照表を載せさせていただいておりますけれども、費用弁償に関しまして、現行の条例におきましては、組合議員の方が会議に出席された場合、費用弁償として交通費実額を支給すると規定しております。これを交通費実額相当額を支給することに改正するものでございます。</p> <p>この現行条例の文面をそのとおりに解釈いたしますと、交通費につきまして、実際に要した交通費の額を議員ごとにどのような交通手段で、また幾らの費用を要したのかを認定して支払うことが必要になるというふうにも解釈できるわけでございます。事務も煩雑になります</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ことから、交通費実額相当額として支給することに改正をするものでございます。</p> <p>この交通費実額相当額についての考え方でございますけれども、議会議員に対する交通費につきましては、慣例により組合所在地以外の議会議員を対象といたしまして費用弁償としての交通費を支給しておりますが、令和3年度から、この慣例を改めまして、それぞれの庁舎からこの組合事務局までの距離数に応じまして、交通費実額に相当する額を支払うことにしたいと考えております。</p> <p>具体的には、木津川市議会から選出の組合議員の方に対しましては、木津川市役所から本組合までの距離数に本組合職員の旅費に関する条例に規定の車賃単価1キロメートル当たり37円を乗じた金額の往復分222円を会議1回当たりの交通費実額相当額として支給することとし、また同様に、精華町議会から選出の組合議員の方に対しましては、精華町役場から本組合までの距離数により666円を交通費実額相当額として支給することに見直すものでございます。</p> <p>次に、議案第3号でございます。</p> <p>木津川市精華町環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきますので、参考資料をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>現行の条例では、管理者、副管理者及び議会から選出された監査委員を除きまして、日額600円の定額の費用弁償を支給することになっております。令和3年度から、この日額600円の費用弁償を廃止するとともに、交通費につきましても、先ほどの議案第2号による議会議員の方に対する交通費実額を交通費実額相当額と同様にみなすものでございます。</p> <p>なお、管理者、副管理者に対しまして、現行条例では交通費実額を支給することになっており、現在、打越台環境センターに事務局があった際の取扱いを踏襲しておりますが、これを見直し、管理者、副管理者につきましては、通常、会議の出席の際には公用車を利用することが可能ですので、管理者、副管理者については、交通費相当額の支給対象から除外するように併せて見直すものでございます。</p> <p>以上で、議案第2号及び第3号に対する補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議案第2号及び議案第3号についての質疑を行います。それでは、質疑ございませんか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>幾つかあります。</p> <p>1つは、第2号に関して、これは、議会議員のことを規定しているわけですが、私に関しては、この相談を受けた覚えがないので</p>

佐々木議員  
つづき

す。私以外の議員さんは、もしか知ってはるかもしれないけれども、私は知らない。なぜ、議会議員のルールを決めている条例改正に、議員に相談がないのか。根本的な問題です。それは納得できません。

それから、具体的なことをお聞きしますけども、相当額というのは、今おっしゃったように、それぞれの庁舎からここまでの距離という話を聞かされましたよね。一見合理的なようにも見えるんですけども、精華町は比較的小さい町だけども、木津川市さんは広いでしょう。市域が広くて、必ずしも役所から来るとは限らないですよ、かなり遠くの方もいらっしゃる場合もあり得るわけで。あまり合理性を感じないんです、それは。

だから、8人程度の議員さんだから、一番最初は大変かもしれないけども、事務局。一番最初に、今やったらそういうソフトがあるわけですから、自宅からここまでの距離を測ることぐらい簡単ですよ。なぜそうしなかったのかということですよ。

その上で、1キロメートル当たり37円という話をおっしゃったけども、この37円の根拠ですよ、中身は何なのか。普通、例えば企業さんなりまたは役所が私用車を借り上げるようなルールをつくる場合というのは、通常はガソリン代、1つは燃料代。もう一個は、やはり減価償却的な意味です。公用車じゃなしに私用車を使って来るわけだから、その私用車に対する、例えば1キロ当たり幾ら、10円なら10円、20円を補填してあげようという。何か2つの要素があると思うんですけども、この37円というのは何の要素が入っているのかということですね。

もし、ガソリン代という要素が入っているのであれば、ガソリン代は変動するわけですよ。過去に100円を切ったときもあるけども、200円近くあったときもあります、この10年間ぐらいの間に。変動する要素がある中で、じゃ、一体この37円で妥当かどうかという話になりますよね。

そもそも37円がどこで決まっているのかということですよ。どこで決まっているのか。何を言いたいのかというと、今回の条例改正案が相当額という書き方をされているんですけども、私は、局長がおっしゃるように明確にしようと思ったら、どこかでそういう、いわゆる議員も含めた非常勤の方の交通費支給ルールをつくると、要綱なり何かでつくると。その要綱の中には、例えばガソリン代に関しては過去6か月の市場平均の価格を当てはめるとか、プラス、さっき私が申し上げたような私用車の減価償却的な意味を幾らと定めると。これによって、計算で出た額を1キロ当たりの単価として何らかの計算式を決めておくと。まずそれが基礎的な37円の根拠になるわけです。その上で、相当額という書き方をするよりも、例えば何々要綱の計算によって支給すると書くほうが公平だし合理的だしはっきりするわけです。

だから、37円の根拠が分からないけど、これ以上言えないけども、今の話だと、相当額という額は幾らですかとなった場合に、これは、もしかしたら根拠がないかもしれないですよ、37円の。もし、木津川市か精華町に何らかのルールがあるんだしたら、例えば職員の

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>私用車を借りるルールがあったら、その職員の私用車借り上げルールを準用すると書けばいい話じゃないですか、計算の方法として。だから、37円がころころ変わる可能性もあるし、要するに37円のルールはどこにあるのかということです、簡単に言えば。37円のルールはどこで決まっているんですかと、客観的にというのが2つ目です。私の意見としては、自宅で計算すべきだと思います。</p> <p>あと、第3号に関して申し上げますけども、除く範囲が変更されましたよね。変更された理由は一体何なのかということです。</p> <p>もう一点は、先ほど説明でおっしゃったけども、要するに管理者、副管理者は公用車を使うことがあるから、ここから除外したという話は合理的な話やと思います、それは。ただ、仮に公用車を使わなかった場合だってあり得るわけですね、それは場合によっては。私用車で来る場合というのはゼロではないわけです。</p> <p>もし、私用車がないというんだったら、どこかのルールで管理者は公用車で来るというルールを決めていたらいいわけです。私用車で来るなど、公用車で来いというルールがあるんだったら、おっしゃるとおり、正副管理者は私用車で来ないわけだから、今おっしゃるような提案どおり除外するとの話は納得できます。けど、もし私用車で来る可能性がゼロじゃないんだったら、それはやっぱりそのときのしっかりした実費弁償はすべきだという話になるわけですね。だから、除く範囲を決めた経過がよく分からないという。</p> <p>それから、要するに3号については、議選監査委員が外れたわけですよ。その議選監査委員を除くから外した。要するに対象になるということです。これの変更理由がどこにあるのかということ。</p> <p>それと、今まであった600円の意味です。600円は何だったのかと。それが、いわゆる今の時代において要らないという判断があれば、それは当然廃止になるわけで、仮に600円が別の意味があるんだったら、それは残すべきだと話になるわけですが、600円の意味。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>4点ほど佐々木議員からご質問をいただいたところでございます。</p> <p>第2号に関しまして、議会議員のことについて何も相談がないというところではございましたけれども、これまでから、定例会等におきまして、佐々木議員のほうからも議会議員の費用弁償について、木津川市、精華町において差異があるについてはおかしいのではないかとご指摘もいただいたところでございます。そういったところを踏まえまして、今回、非常勤の特別職を見直すときに、同じく費用弁償ということでの交通費のところではございますので、併せて提案させてい</p>

山本事務局長  
つづき

ただいているというところでございます。

事前に相談なくというところでございますけれども、これまでの議会からいただいております議会の中での意見等に基づいて検討させていただいた結果というところでございますので、ご理解いただけたらというふうに思っております。

それと、庁舎からの距離数についての合理性がないというところの37円の根拠でございます。37円の根拠につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、職員が出張等をする際に車を使う際の車賃、これが37円という単価で決まっておりますので、これを準用して37円で計算をさせていただきたいというところでございます。

佐々木議員がおっしゃるように、ガソリンの単価等がいろいろ変わるところもありますけれども、そういうことになってきますと、交通費の実額となると最終的には突き詰めていくと、それぞれのお持ちの車の燃費でありますとかいろんなところで厳密にしていこうになってまいりますので、先ほど申し上げましたように、非常に煩雑な事務も出てきてまいりますので、職員が車を使う旅費等において車を使った場合の車賃37円相当を準用するというところでございます。

また、自宅からの距離数に応じて交通費の算定にするのではないかとこのところでございますが、これにつきましても、基本的には、議会活動でそれぞれの庁舎に行かれるときには、その分の交通費は支払われていないということで考えておりますので、それぞれの庁舎からこちらの事務局まで来るところの距離数で一律に計算させていただきたいという考え方でございます。

また、第3号の管理者、副管理者の公用車を使わない場合もあるのではないかとこのところでございますが、基本的には、公務によってこちらに来ていただいているところでございますので、公務というところであれば公用車を使うことは可能でございます。ご自身のご都合によって私用車で来られる、そういったところにつきましては、それぞれの事情がございましてというところでございますので、その点までしんしゃくして交通費を支払うことは必要ないのではないかとこのことで、管理者会等においてもこのような提案をしていくことについて確認をしているところでございます。

また、費用弁償の日額600円というところでございますけれども、そもそも費用弁償につきましては、明治時代に始まったものでございまして、議員もご存じのように、昨今ではこの費用弁償につきまして、多くの自治体でなくなっているところでございます。

この費用弁償につきまして、日額弁償があるのかないのか、京都府域におけます一部事務組合が私どもの組合以外に9団体ございますけれども、その9団体のほうにも確認したところ、非常勤の特別職に対する費用弁償があるといったところにつきましては、私どもの組合以外2団体、それ以外の7団体につきましては費用弁償はしていないというところの情報も確認はできておりますので、この費用弁償につきましては、当時は意味があったのかもしれませんが、現在にお

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>きましては、その意味がないだろうというところの判断で、今回、600円につきましては支給しないというところで考えているところでございます。</p> <p>1つ漏れておりました。</p> <p>議選監査委員についても交通費の対象にするにつきましては、先ほど申し上げましたように、交通費実額相当額というところで考え方を統一するために除いたというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今、るる局長おっしゃったわけだけども、私たち全然、全部否定する気はないんです。なぜそれを相談しなかったかということですよ。議会から指摘があったから見直した。それはいいでしょう。でも、もし事前に相談を受けていたら、私の今日の質問はないんですよ。この時間、使わんでよかったわけですよ。なぜ庁舎からなのかだとか37円ということについては、事前に相談を受けていれば納得しているわけ、もし納得できればね。同意するわけだから、この時間は要らないんですよ。議長、聞いているのは根本的なことですよ。議会のルールを決めるのに、当事者を抜けて何で決めるんだということですよ。</p> <p>原案は事務局がつくってもらったらいいけども、例えば選択肢を示してもらってもいいじゃないですか。A案、B案、C案ぐらいつくってもらって、そういうのを議会に相談してくれると、木津川、精華に相談してくれると。もし違う意見があったら言ってくれという作業をするだけの話でしょう。それで、木津川市も精華町も納得すれば、8人の議員が納得すれば、こんな問題は起こらないですよ。さっと決まります。</p> <p>要するに、手続の問題なんですよ。要するに、簡単に言えば、私らが責任を持たなあかん議決に関して、何の相談もせず何で決めるんですかと言っているんです。そのことなんですよ。そこは、ちょっと根本的にほんまにどう考えているのかということです。怒らない議員はおかしいと思いますよ。</p> <p>今、確認させてもらいました。確かに、もう一点は、37円に関しては、先ほどおっしゃったように、ここの職員さんの旅費条例の中の17条に書かれています。確認しました。</p> <p>じゃ、逆に今度、疑問が起こるのは、なぜ、だったらここの条例に相当額という書き方せずに、交通費は職員何とか何とか条例第17条の規定によって計算すると書かないんですか。今の説明だったら、そう書けば一番はっきりするわけですよ。根拠もはっきりする、計算方式もはっきりするでしょう。</p> <p>普通、行政、そういうしきたりでやっているわけでしょう。既にルールがあるんだったら、そのルールを準用するんだったら、そのルー</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>ルを持ってきて、そのルールによって計算しますと書けば済む話なんですよ。そしたら、私が今日聞きたい疑義は絶対起こらない。そのルールを見てくれるといいんだから。なぜ、その相当額という曖昧な概念を持ってくるのか分からないです。極めて曖昧でしょう、相当額という言葉は日本語的に。案外解釈の幅は広いですよ、相当額というのは。</p> <p>だから、なぜ役所がやっている仕事なのに、私が言っているように、相当額やなしに、費用弁償として職員何とか条例第何条に従って計算をし支給すると書いたら、誰も疑問を持ちませんよ。37円の疑問、37円、単価については議論はあるかもしれないけども、計算方法については誰も疑問を持たないわけです。なぜ、こんな相当額という、この2つの条例改正が、相当額というこの曖昧な概念を導入したのか。しかも、そのことがどこにも書かれてない、明文上。今、私が聞いたから分かるけども、計算方式は分かるけども、これは書いてないから、今日の会議録しか残らないし、もし私が質問しなかったら何の記録も残らない。じゃ一体、今後、事務局は、何の根拠で計算するのかということになりますよ。もうちょっと明文、解釈ができるようなルールにしなかった理由がよく分からないんです。そこは、なぜこういうことになったのか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局でございます。</p> <p>佐々木議員のほうから、趣旨としては2点ほどのご質問だというふうに解釈しております。</p> <p>事前相談がないという話でございますけれども、事前相談をするかしないかにつきましては、事前に各議員のほうに相談しておくほうが丁寧かというふうに思いますけれども、議案として提案させていただいておりますので、この場の中で審議いただけるものということで解釈しているところでございます。</p> <p>それと、実額相当額が非常に曖昧ではないのかということと、佐々木議員からの質問がなければ何も説明がなかったのかという話でございますけれども、先ほど私のほうから提案趣旨説明の補足説明におきまして、その考え方につきましては説明させていただいたところでございますので、佐々木議員からの質問いただいたことにつきましては、先ほどのご説明を再度説明させていただいているという内容でございますので、佐々木議員のほうからの質問がなかったとしても、私の提案趣旨説明の補足説明で、議事録、議事については残っているというところでございます。</p> <p>なお、実額相当額ということについて非常に曖昧ではないのかというところでございますが、その取扱いにつきましては、きちっと明文化していくというところで考えているところでございます。</p>

山本事務局長 つづき	<p>実額相当額というところがございます計算方法につきましては、この提案をご承認いただいた後、事務局のほうにおきまして、その計算方法につきまして、きちっと決裁を取り、書面として残しておくというところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>あのね、ちょっとほんまに当事者抜きの決定って駄目ですよ、基本的には。勘違いしていませんか。もしかして、組合の事務局と議会というのは同一体だと、一緒のものだと思っているんじゃないですか。だからこういうことができるんですよ、だとしたら。一応同じ公共団体には属しているけども、一応二元代表でしょう、原則から言えば。執行部側と、いわゆる審査、議事機関というのは二元代表でしょう。だとしたら、少なくとも、提案は、それは場合によっては管理者が、事務局側が提案になるという形式、答弁もあるとは思いますが、議会議員の処遇もしくは扱いに関する事を相談せずに決めるというのは絶対に間違っています。そんなことあり得ません。ですから、休憩中、相談してもらって、もう一遍出し直したらどうですか、次の機会に。今なかったら承認できませんよ、私は。そんないいかげんな、非民主的なやり方をやっておいて承認してくれという話。</p> <p>もう一遍言いますが、さっきの管理者と同じように、中身について大きく異論があるわけじゃないんです、それは、内容については。内容については整理してもらったと思っているし、それについては大きく異論はありませんが、やり方ですよ、問題は。やり方を間違ったら、民主主義というのは全部ペアになるわけですよ、そこは。幾らほかを頑張っても、申し訳ないけども、そういうことなんですよ。</p> <p>だから、これはちょっと議長にもお願いしたいけども、もうちょっと議会議員が了解をした上で出すべき議案です、これは。特に第2号のほうは。ですので、少なくともこれは採決を見送るべきじゃないですかということです。</p> <p>もう一点の今おっしゃったのは、事務局で決裁を取るという話だけでも、決裁を取るのとは別に悪くはないんだけど、既に、さっき申し上げたように、この組合には職員の旅費規定条例があるわけでしょう。あるわけですよ、明文化したものがあわけですよ。それを準用して計算すると、今、答弁おっしゃったわけだから、もしそれが皆さんがうんと言うんだったら、8人の議員さんがいいよと言うんであったら、これは明文化すべきですよ、何を使って計算するのかというのは。内部決裁じゃなしに、条例に書き込むか、もしくは少なくともこれの施行規則に書き込んで、どういう計算根拠でどういう計算方法でこれを計算して支給するのかと。</p> <p>でないと、私どもメンバーは未来永劫いるわけじゃないからね。管</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>理者が代わることもあるし、事務局長も代わることもあるわけだから、そのときに、その決裁文書を見ていない、もしくは決裁文書の保存期限が過ぎた場合、違うことが起こりますよ。それは十分あるわけでしょう。過去だってあったわけですよ、そういうことが。それぞれの自治体に多分あったと思いますよ。10年、15年前に決めたことが、担当者が代わったから、それは違うことが起こっていると。あるわけですよ。それじゃ駄目だと言っているんですよ。また、同じ議論が起こっちゃう、それをやると。決着をつけるためには、はっきりさせておくことですよ。どういう根拠で、何に基づいて計算するのか。何も新しくつくれと言っていませんやん。あるんだから、既にルールが。あるんだから、このルールを使って計算すると書いたらいいんじゃないですかと申し上げているだけです。</p> <p>なので、ちょっとこの2つの議案、議長がおっしゃったようにセット物だからね、これ。できれば、これは、申し訳ないけども出し直してもらったほうがいいんじゃないかという気はします。</p> <p>内容について、もう一遍、その8人の、ほかの議員さんがどういう意見があるか分からないから、私単独で判断しませんが、8人の議員さんがオーケーと言うんだったら、内容的には別に大きく異論が、さっき申し上げた異論があるわけじゃありません。手続問題です。こんなことを議会が通したら、議会は完全になめられていますよ。二元代表なんか無視されているという話になりますから、木津川市も精華町も議会基本条例を持っている議会で、多分、二元代表と書いてあるでしょう。その大原則を無視する話は絶対あり得ない。もし管理者に見解があったらお聞かせ願いたい。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>先ほど、今、佐々木議員のおっしゃりましたことにつきまして、再度、答弁をさせていただきます。</p> <p>議会軽視じゃないかという話でございますけれども、これまでの定例会におきまして、この旅費の支給につきまして、佐々木議員のほうからもおかしいのではないかということで、執行部側に対してもおかしいということ言われてきたところでございます。</p> <p>佐々木議員がおっしゃられるように、議会の議員の交通費でございますので、議員さんのほうからのご提案ということもあり得る話でございますけれども、これまでの議論の経過を、定例会等からの経過を踏まえますと、こういった取扱いについて非常にそごが生じているということでの執行部に対しての意見というところで受け止めているところでございますので、それを受け止めて今回の提案に至っているところでございますので、決して議会を無視してとか二元性を否定して</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ということでの提案ではございません。これまでの慣例を見直すことが必要ではないのかということをご承知から議会の議員のほうからいろいろご指摘いただいておりますので、今回、関連する議案として提案させていただいているということのご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>それと、実額相当額、決裁であれば、また保存期限によって変わってくるというところでございますけれども、その計算方法につきましては、この条例についての規則でありますとか、そういったものをつくることによりまして対応することにしていきたいというふうに考えておりますので、決して担当者が代わって、それで計算方法が変わるかということがないように適正に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>答弁になっていませんよ。このままだったら反対討論しますよ。</p>
<p>森田議長</p>	<p>それはそれで。 ほかに、何か質問ございませんか。 倉議員、どうぞ。</p>
<p>倉議員</p>	<p>今、佐々木議員からも質問があったわけなんですけれども、我々ほかの議員も説明を受けたわけではないということは、まず冒頭に申し上げたいと思います。</p> <p>ただ、条例改正ですので、私は基本的には、ここは議会ですので、議会の場で議論をするというのが基本であると。逆に言えば、いろんな改正案なり提案が事前に全部説明を受けたら、それこそ本会議で議論なしに通ってしまうという場にもなりかねんということで、私は相談がないというのは、逆に言えば、細かい相談というか説明をしなければならぬ議案というのはあると思います。ただし、今回については私はそうじゃないというふうに思っております。</p> <p>それで、言いたいことは、やはりこれは金額を定める条例ですので、別途規則で定めるとか、この辺の文言はやっぱり必要ではなかったらというふうには思います。確かに、今、局長が説明された中でよく分かるんですよ。だから、それを別途規則なり内規なり運用規則とか、その辺で定めるとかいう文言があればよいのになというのが一つちょっと思いました。</p> <p>それと、3号議案なんですけれども、今、昨今、費用弁償という言葉です。費用弁償を支給しない方向に走ってきているでしょう。その議論というのは提案までに、管理者も含めて、そういう議論はなかったんですか。その辺だけお聞きしておきたいと思います。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>倉議員からの費用弁償についての議論でございますけれども、費用弁償も含めまして、府内の状況等につきましても管理者会、事前の担当課長会議の中で諮りまして、状況を報告した上、どうしていくのかということで議論しているところでございます。</p> <p>その中で、交通費につきましては、支払っているところと支払っていないところもございますので、交通費につきましては、直ちに削除することは難しいだろうというところでございますが、先ほど申し上げましたように、日額の定額の費用弁償、これにつきましては、ほとんどのところが出していないというところが分かってきましたので、これについてはもう不要だろうというところで決断させていただいたという経緯でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	倉議員、どうぞ。
倉議員	<p>今の別途定めるとか、そういう文言の内容というのはなかったんですか、もともとこの条例制定において。</p> <p>それと、費用弁償というのは、まさに、今局長がおっしゃったとおりで、要は我々議員が手を挙げて、いわゆる議員として立候補して、支持者の皆さんのおかげでこうやって議員をやらせてもらっているわけなんで、少なくとも一部組合議会も含めて、その範疇の中で活動するというのは、これは議員の使命であるという中では、やっぱり費用弁償というのはなくなって私は当然であるというふうに思っていますので、その辺、一応ご答弁いただいたということで、内容は理解いたしました。</p> <p>1つ目のちょっと質問だけ、答弁お願いします。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>失礼します。再度の答弁漏れで申し訳ございませんでした。</p> <p>規則に委ねる条文がこの条例にはございません。ですので、規則に委ねることはできませんけれども、取扱要綱でありますとか、そういったことでの明文化はできるものというふうに解釈しております。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	倉議員、どうぞ。

倉議員	今の答弁であれば、別途定めるとかということを書く必要はないんですかね。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	取扱要綱ということで定めるものでございますので、その点につきましては定める必要がないものというふうに考えております。 以上でございます。
森田議長	ほか。 高岡副議長、どうぞ。
高岡副議長	この議案第3号のほうなんですが、費用弁償、いわゆる旅費に当たるんですかね、表で見えていますと。これ600円を削除するところなんですが、これはいつ頃から、実際のところ支給されてきたのか、その辺はご存じなんでしょうか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	費用弁償の関係につきまして、このような取扱いがいつからなされていたのかということにつきましては、相当以前からというところで認識しているところでございます。 特に、今回、条例改正に当たりまして、この組合ができた時点まで遡ることはできておりませんが、まずは、木津川市が合併する前にどうであったのか、合併後どうであったのかということにつきまして確認させていただいております。 合併前、それと合併後、それにつきまして、打越台環境センターにおきまして、組合の事務局があった際の取扱いでございますけれども、その当時につきましても現状と同じ取扱いをされていたというところでございますので、費用弁償でありましたり交通費につきましては、現在の取扱いと同じであったというふうに確認しているところでございます。 以上でございます。
高岡副議長	分かりました。 もう一点だけ。

森田議長	高岡議員、どうぞ。
高岡副議長	<p>理解しました。</p> <p>前後逆になって申し訳ないんですが、この議案第2号の件で、交通費の実費弁償をしていくというのは、私も昨今の議員の成り手不足というところも鑑みますと、やはりこういうような取組が必要になってくるのではないかなというふうに思うわけで、大変前向きな取組だと思います。</p> <p>以上です。</p>
森田議長	<p>ほか。</p> <p>山下議員、どうぞ。</p>
山下議員	<p>この2号議案のほうについてお聞きいたします。</p> <p>先ほどから相当額という言葉がよく出てきているわけなんですけれども、私は、この相当額という言葉については適切であるというふうに思っております。</p> <p>国等にいろいろな機関から助成金をもらう場合に、例えば交通費でしたらキロ25円ということで決まっておると。ただ、その都度請求するようになっております。じゃ、例えば公務員であっても、私、教職関係におったわけなんですけれども、同乗という場合があるんで、一律に同じように毎回払うというのはいかがなものかなというふうに思います。</p> <p>それと、あと国のほうなんですけれども、自宅から会場まで、目的地までということで申請となっております。先ほど佐々木議員が言われたように、自宅からここまでということで計算されたほうが私はいいんじゃないか。</p> <p>それと、あと交通費については、その都度計算していけば、あるいは自己申告でやっていけばいいんじゃないかというふうに思っております。</p> <p>それと、あと、実費としての交通費の支給があるのかどうか。といいますのは、車を持っておられたらいいんですけども、持っておられない例えば議員さんであれば、ここ、もしかするとバスも適切な時間に通っておられないかもしれませんので、タクシー等を使うとかいろんな規定があると思うので、実費額の支給というのはあるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。

山本事務局長	<p>事務局長でございます。  ただいまのご質問につきまして答弁させていただきます。  ただいまご質問ありましたように、実費ということで、タクシーを使った場合どうなるのかというところもでございますけれども、そういったことにつきまして、非常にそれは個々の議員さんのその時々の判断によるということになります。それが公費としてその分まで認めていくのかどうかということもでございますので、今の事務局の考え方といたしましては、先ほどご答弁させていただきましたように、それぞれの庁舎からこちらまで来るときの距離数に応じての車賃で相当額と認定し、お支払いしていきたいというふうに考えているところでございます。  以上でございます。</p>
森田議長	山下議員、どうぞ。
山下議員	<p>国とか府のほうの支給のときは、バスが通っておらない等のときはタクシー代用可というふうになっておったりもいたします。そこら辺も鑑みながら、また改善できるところがあったら改善していきたいと思えます。  以上です。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>交通費実額相当額ということでございますので、今後の状況も見て判断をしていきたいというふうに考えておりますけれども、少なくとも、これまでの慣例による一方の議員さんのほうにだけお支払いするとかということについては、やはりこれは公平性に欠けるのではないかという判断をしておりますので、そのあたりにつきましては、解釈を一つにして支払っていきたいというふうに考えているところでございます。  以上でございます。</p>
森田議長	山下議員、どうぞ。
山下議員	<p>ということは、全員免許を持っているという前提で考えておられるというふうに解釈していいわけですか。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。

山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>基本的には、それぞれの庁舎までについては、それぞれのご自宅からマイカーで来られているというふうに考えているところでございます。それ以外に何か特殊な事情があるようであれば、またそれは、その都度、個別に考えさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	ほか何か質疑ございませんか。
佐々木議員	<p>議長。</p> <p>30分ほど時間をもらえませんか、休憩して。30分ほど時間、休憩してもらえませんか。30分ぐらい休憩してもらえませんか。</p>
高岡副議長	要らない。
佐々木議員	何で要らんって勝手に決めるのよ。
倉議員	暫時、休憩の動議は何ですか。
森田議長	何のために休憩するんですか。
佐々木議員	修正案をつくるためです。
倉議員	じゃ、動議、諮りな。動議か動議でないか確認したら。
佐々木議員	いいですか。要するに、ちょっと今、議会中やな。
森田議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10:34)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10:38)</p> <p>再開します。</p> <p>今から50分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(10:38)</p>

森田議長 つづき	<p>《休憩》</p> <p>再開します。</p> <p>ここで、諮りたいと思います。 修正動議を出す必要があるか、ないかということについて、まず採決をし。</p> <p>(10:50)</p>
佐々木議員	<p>どういう意味ですか。</p>
森田議長	<p>取らせていただけたら。 今、それでは、まず、佐々木議員からの発言にありました。</p>
倉議員	<p>ちょっとよろしいか。</p>
森田議長	<p>倉議員、どうぞ。</p>
倉議員	<p>すみません。まず、もう一度、暫時休憩の動議をちょっと私から提案させてください。 暫時休憩の間に、ちょっともう一遍、調整だけお願いしたいと思います。</p>
森田議長	<p>動議ですね。</p>
倉議員	<p>暫時休憩の動議を提出しましたので、取ってください、休憩するかせんか。</p>
森田議長	<p>すみません。今、暫時休憩の動議が出ましたので、しばらく暫時休憩を取ることに賛同の議員は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>多数で暫時休憩とします。</p> <p>(10:51)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>(11:05)</p> <p>再開をいたします。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>いいですか。  それでは、先ほどからいろんな質疑がありまして、2号議案、3号議案におきまして、1つの提案としまして、いろんな2号、3号の話がありましたけれども、これを30日まで継続審査とするということにつきまして賛否を諮りたいと思います。  それでは、まず、2号、3号議案につきまして、次回議会までに継続審査をするということに賛成の議員は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございました。挙手多数です。  つきまして、この2号、3号議案につきましては、最終、次回の議会まで継続審査ということにさせていただきます。  以上です。</p>
<p>倉議員</p>	<p>議長、よろしいか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>倉議員</p>	<p>もちろん継続審査ということは、途中でこの議会を開くか、いわゆる研修的な何かをちょっと考えておいていただきたいと。それだけちょっと付け加えておきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>分かりました。</p> <p>それでは、先ほどもいろいろと審議していただきまして、2号、3号におきましては、次回議会までに継続審査ということで、多数決で決定しました。また、事務局のほうはその対応もまたよろしく願いをいたします。</p> <p>続きまして、それでは、日程第6、議案第4号「令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件を議題といたします。  管理者から提案理由の説明を求めます。  管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第4号、令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。  予算編成に当たりましては、令和2年度をもって打越台環境センタ</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>一の解体・撤去工事が完了することから、令和3年度以降の職員体制の見直しを踏まえて、環境の森センター・きづがわの適切な運営を行うための予算といたしました。</p> <p>令和3年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,582万5,000円で、令和2年度と比較をいたしますと1億6,719万円の減額となりました。</p> <p>次に、歳入であります。主なものといたしまして、構成市町からの分担金と負担金につきましては4億5,746万6,000円、事業系一般廃棄物などの処理手数料として1億8,018万7,000円、雑入のうち余剰電力の売電量につきましては2,600万円を計上いたしております。</p> <p>続きまして、歳出でございますが、主なものといたしまして、環境の森センター・きづがわの運転に係るごみ焼却処理事業費として4億8,388万3,000円、フェニックス事業や廃乾電池処理などのごみ焼却外処理負担事業費といたしまして1,585万6,000円を計上しております。</p> <p>なお、補足説明につきましては事務局長から説明をさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、ご可決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。 事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 議案第4号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>令和3年度の本組合一般会計予算総額につきましては、ただいま管理者のほうから提案趣旨説明がありましたとおり6億9,582万5,000円でございます。</p> <p>予算書附属書類に基づきましてご説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p> <p>なお、令和3年度予算の予算附属資料の作成に当たりましては、令和2年度一般会計予算を提案させていただいた際に、予算書の附属資料に記載の歳入の説明につきまして、分担金、負担金以外の歳入についても説明資料の追加に関するご要望をいただきましたことから、7ページから9ページに記載しておりますとおり、使用料及び手数料などについても節ごとの前年度比較表を追加しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、歳入歳出予算の概要につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>附属資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>歳入に関しまして、款ごとに昨年度との比較表を記載しております。</p>

山本事務局長  
つづき

歳入予算に関し、昨年度と比較をいたしまして増減した主な項目といたしましては、分担金及び負担金に関しまして、令和3年8月末をもって環境の森センター・きづがわの瑕疵担保期間が満了となりますことから、定期点検、定期保守に要する費用が組合として負担することになることなどによりまして38.1%、1億2,614万1,000円の増、繰入金につきましては、令和3年度予算におきましては、打越台環境センター解体・撤去に係ります基金の取崩しをしないこととしましたことから42.3%、1,906万2,000円の減、また、組合債に関しましては皆減となっております。

2ページから4ページにおきましては、歳出について、昨年度の当初予算との比較をするため、目的別、性質別、節ごとに比較した表を記載しております。

2ページをご覧くださいと思います。

目的別予算の比較表でございますが、歳出の款ごとに取りまとめたものでございまして、増減した主な項目としましては、総務費に関して、前年度比で18.1%、2,171万6,000円の減、衛生費に関しましては19.7%、1億4,640万3,000円の減となっております。

総務費の減額の主な要因につきましては、令和2年度末をもちまして打越台環境センターの解体・撤去工事が完了することを踏まえまして、令和3年度から総務課職員を6名体制から4名体制に見直すことに伴う人件費の減によるものでございます。

衛生費の減額につきましては、環境の森センター・きづがわの定期点検、定期保守に係る委託料が増加するものの、打越台環境センター解体・撤去に係る工事費等が減をすることによるものでございます。

次に、事業ごとの歳出につきましてご説明をさせていただきますので、附属資料の10ページをご覧くださいませでしょうか。

10ページ上段につきましては、議会運営事業費を計上しております。昨年度の予算額との差2万4,000円は、先ほどの旅費の見直しも含んでおりますけれども、主に議長交際費につきまして、葬儀場の花代の値上げによるものでございます。

10ページ下段につきましては、管理者会議運営事業費でありまして、2,000円の減となっております。

11ページ上段につきましては、事務局運営事務事業費でありまして、令和2年度と比較し、消耗品費及び備品購入費の減などによりまして158万9,000円の減額となっております。

11ページ下段は、環境監視委員会運営事業費でありまして、環境の森センター・きづがわの環境監視委員会を開催するための報償費、知識経験者の交通費を令和2年度と同額計上しておるものでございます。

12ページの上段につきましては、基金利子積立事業費でありまして、財政調整基金のほか、本組合が管理をいたします4つの基金に係る利子の積立金を計上しております。

12ページの下段は、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積

山本事務局長  
つづき

立事業費でありまして、余剰電力の売却益2,600万円と事業系一般廃棄物などの直接持込みによる処理手数料のうち、減価償却相当分に係る10キログラム当たり25円に令和3年度の処理見込み量6,300トンを乗じた1,575万円を合わせた4,175万円を計上しているものでございます。

13ページ上段は公平委員会運営事業費で、その下の下段は監査委員運営事業費でございます。

14ページ上段は、清掃総務事務事業費でありまして、昨年度と比較いたしますと62万8,000円増となっております。増減の主な理由は、職員の定期昇給に係る人件費の増でございます。

14ページの下段は、ごみ焼却処理事業費でございますが、環境の森センター・きづがわの運転管理に係る費用でありまして、昨年度と比較いたしますと1億6,672万5,000円増の4億8,388万3,000円を計上しております。

この主な要因につきましては、運転実績を基に光熱費のうち電気代、燃料費を精査いたしまして、昨年度と比較をし減額となったものの、先ほどもご説明させていただきましたとおり、施設の瑕疵担保期間が令和3年8月末をもって終了することに伴いまして、今後の定期点検、定期整備業務を委託する必要があることから増額となっております。また、稼働後3年目に当たりますことから、精密機能検査を実施するための委託料も計上しております。

なお、令和3年度の定期点検、定期整備に関しましては1億6,290万円となっております。

定期点検、定期整備に関しましては、毎年、対象となる機器類も異なりますことから、今後、増減する見込みでございます。

なお、瑕疵担保期間の満了の8月までを目途に、令和3年度以降の定期点検、定期整備や緊急修繕などの対応を含めまして、株式会社タクマのほうと長期継続契約を前提に、今後、協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、15ページ上段のごみ焼却外処理負担事業費でございます。

この事業につきましては、大阪湾フェニックス埋立処分場整備事業に係る委託料、廃乾電池の処理、小動物の死体処理、また、これらのほか、倒木などで本施設で処理することができないごみなどを伊賀市の民間施設にて処理をする際、その量に応じて伊賀市に支払う環境保全負担金を計上しているものでございます。これらのごみ焼却処理費につきましては、構成市町の実績に基づき負担していただくこととなっております。

なお、この記載欄のうち、廃乾電池用ドラム缶を購入するための需用費42万9,000円、委託料のうち廃乾電池運搬処理費475万2,000円、負担金のうち廃乾電池の処理管理に係る負担金8万4,000円を合計した額が附属資料6ページの分担金区分の2に書いております廃乾電池処理負担金として計上している526万5,000円となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

山本事務局長  
つづき

次に、15ページの下段につきましては、組合債利子償還事業費でございまして、打越台環境センター解体・撤去工事費などの財源に充当するために借り入れた起債に係る利子の償還でございます。

打越台環境センター解体・撤去に係ります令和元年度及び令和2年度の財源に借り入れた起債の総額につきましては、予算書24ページに記載をしておいております。

続きまして、これらの事業を行うための歳入につきましてご説明をさせていただきます。

附属資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

分担金につきましては、普通分担金につきまして、令和2年度と比較いたしまして1億5,100万7,000円の増となっております。撤去分担金につきましては1,944万5,000円減の151万6,000円を計上しております。木津川市、精華町にご負担いただきます普通分担金の割合につきましては、令和元年10月から令和2年9月における行政回収による家庭系可燃ごみの量によりまして按分した量となっております。

6ページにつきましては、負担金でございまして、負担金は、ごみ焼却外の処理負担事業に対するものでありまして、令和2年度で分担金区分5に記載しております精算金が終了することによる減などによりまして、負担金の総額といたしましては、令和2年度と比較をいたしますと542万1,000円減となる1,585万6,000円を計上しております。

続きまして、使用料及び手数料に関して7ページに記載をしております。

使用料及び手数料のうち処理手数料につきましては、令和3年度の事業系一般廃棄物の直接搬入ごみにつきましては、令和2年度の搬入実績などを踏まえまして6,300トンと見込み、1億8,018万円を計上しております。

その下は、基金利息などの財産収入の計上額でございます。

また、8ページの上段は基金繰入金でございまして、令和3年度におきましては、財政調整基金から2,600万円の繰入れ、また、撤去整備基金につきましては、令和4年度以降から発生します起債の元金の償還に充当することとしましたことから、令和3年度予算においては繰入れをしないこととしたものでございます。

9ページの諸収入につきましては、余剰電力の売電料金につきましては、令和2年度と同額の2,600万円、また、公金横領に対する賠償金につきましては、令和2年度と同様に96万円を計上しておるところでございます。

なお、この公金横領に対する賠償金の残高見込みであります。損害金と遅延利息を合わせた総額につきましては、令和2年度末におきましては1,534万4,000円、また、令和3年度末においては1,479万9,000円の見込みでございまして、令和元年12月から偶数月の支払い額を増額したことによりまして、徐々にではございますが、減少に転じているというところでございます。

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>以上、ご説明させていただいたことにつきまして、予算書では2ページから3ページに歳入歳出の総括を、また、4ページから16ページに歳入歳出予算の事項別明細を記載しているところがございます。</p> <p>予算書24ページにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたけれども、打越台環境センター解体・撤去工事の財源といたしまして借り入れました起債について、令和元年度末の現在高、令和2年度末の現在高見込み及び令和3年度末の現在高見込みを記載しているものでございます。</p> <p>少し長くなりましたけれども、以上で議案第4号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては、歳入予算、歳出予算ごとに行います。</p> <p>まず、歳出予算から行いますが、議案または附属ページ数を示してから質問をお願いいたします。</p> <p>山本議員、どうぞ。</p>
<p>山本議員</p>	<p>附属資料の6ページの歳出表からの1点、質問させていただきます。</p> <p>1番のフェニックス事業負担金ですが、令和2年度は267万5,000円だったのが、今年度は89万6,000円ということで、金額が大分変化が、減少しているんですが、減少の主な理由が分かりましたら説明お願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>今、ご質問いただきました6ページのフェニックスのところの内訳を見ていただきたいと思っております。フェニックス事業負担金ということで、Ⅱ・Ⅲ期分、災害復旧分ということで内訳を書かせていただいております。令和2年度におきましては、台風によるフェニックスの災害復旧が生じたということで、その負担があったというところがございますが、令和3年度におきましては、その分が発生しないということでございますので、その影響で減額となったというところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山本議員</p>	<p>ありがとうございました。</p>

森田議長	いいですか。
山本議員	はい。
森田議長	ほか。 山下議員、どうぞ。
山下議員	<p>附属資料の14ページなんですけれども、ごみ焼却処理事業費の中での需用費、そこの消耗品費なんですけれども、排ガス・飛灰処理等のプラント設備で使用する薬品等とあるんですけれども、この排ガスとか飛灰の中には、かれこれ重金属とか、そういうふうな人体に影響を及ぼすようなそういうふうなものがいろいろ入っていると思うんですけど、そういうふうな処理のための薬品だと思えるんですけれども、この薬品については、当センターが購入しているのか、あるいはタクマ等の委託業者が購入しているのか。</p> <p>あとちょっとネットとかでいろいろ調べたんですけれども、キレート剤とか、そんなのはたくさん使っていると思うんですけれども、いろいろな市町が入札とか行っている適正価格というのが分からないんですけれども、当センターでは、薬品の適正価格はどういうふうに算出されているのか、あるいは入札はどうされているのか、そこら辺の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>薬品につきましては、今、山下議員のほうからご質問がありましたように、排ガスの処理、また灰の処理ということが出てきます。薬品は、例えば排ガスでありますと消石灰でありましたり活性炭でありましたりといった薬品を使います。灰の処理につきましては、特に飛灰と言われるものにつきましては、キレート剤を使って重金属が出ないように固めるという形になってまいります。それ以外のいろんな薬品を使うわけなんですけれども、施設の特性に応じた薬品というのが当然出てまいりますので、そういったものにつきましては、随意契約によってそのメーカーを指定して、見積りを徴収した上で購入するという形になってまいります。</p> <p>それ以外の一般的なものにつきましては、入札をするということで、特に随意契約することなく入札により価格を決めているというふうな状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

森田議長	山下議員、どうぞ。
山下議員	<p>随意契約であったりとか入札であったりなどで購入されているわけなんですけれども、例えば随意契約で薬品を購入すると。その場合、先ほどのキレート剤ですけれども、その割合というのは結構あると思うんです。あと、ここで見ましても、やっぱり薬剤の費用が3, 800万円ということで、かなり高額な薬品を購入となっているんですけれども、当センターとしては、例えばキレート剤の適正価格は幾らだとか、これは幾らだとかというふうに、ある程度の設定をしているのかどうか、まず、そこら辺の点をお聞かせください。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>適正価格が幾らかどうかというところでございますけれども、この組合だけ高額なことにならないように他の組合での卸値であるとかというところにつきましても聞き合わせをしながら、この組合が高くなるように価格交渉をして決めているというところでございますので、特にいろんなメーカーによってはキレート剤については単価も違ってまいりますので、単純に比較をすることはなかなか困難だなどというふうに思っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>ほかございませんか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
佐々木議員	<p>お願いします。</p> <p>1点目は、前回の決算だったと、はっきりちょっと会議録がないんで覚えていませんけれども、管理者と議長の交際費の整合性についての整理がどうなったかという点が1点です。</p> <p>あと新規予算としては、見せてもらった範囲では、例えば11ページにあるインターネットバンクサービス使用料と先ほど説明があった、恐らくこれだと思いますけれども、要するに保証期間が終わった後の保守点検の経費と見られるんですけども、それ以外に何か新規のものというのがあるのかどうかというのが2点目です。</p> <p>あと、ちょっと議会側の立場で申し訳ないけれども、この前もこの当組合のホームページを見せてもらったんですけども、議会の活動内容がほとんど載ってないような気もするんですけども、その辺がどういう扱いになっているのかというのが3点目です。</p> <p>4点目は、決算のときにも質疑をさせていただきましたけれども、会計の定期検査はいつ頃予定をされているのかという点です。</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>それと、ちょっとごめんなさい。入とも関係するんですけども、木津川市、精華町両方ありますけども、それぞれ来年度における1人当たりのごみ排出量、グラムです、普通は。1日当たりでもいいです。木津川市さんは1日当たりの計算を出されていますので、1日当たり大体どの程度の排出量があるという想定でこの予算が組まれているのか、その5点をお願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>管理者と議長の交際費の関係でございますけれども、これは、前回もご指摘があったとおりでございまして、こちらの思いといたしましては、後ほどご提案、ご説明もさせていただこうかと思っていたんですけども、3月30日に予定しております全員協議会、こちらのほうで議長交際費の在り方につきまして事務局案を提示させていただきまして、議会の中でご議論をいただけたらどうかなというふうに思っているところでございまして、予算につきましては、昨年度と同額を同じ考え方で計上させていただいておりますけれども、まだ葬儀場の花代が値上がっております、その分で交際費を増額しているというところでございます。</p> <p>それと、新規予算が何かないのかというところでございますけれども、主な新規予算といたしましては、先ほど議員のほうで今ご指摘いただきましたインターネットバンクサービスの使用料2万4,000円というのが1点でございます。これにつきましては、これまで京都銀行さんのほうとフロッピーディスクによるデータを受渡ししているものと紙による受渡しをしているものの2種類がありますけれども、このうちのフロッピーディスクによるデータの受渡しが令和3年10月以降、京都銀行さんのほうで取り扱わないということになりました、それに代わるものとして法人を対象とした専用のインターネットバンキングサービスというのがございまして、これを利用させていただきたいということが京都銀行さんのほうから申出があり、内容確認をし、これを利用するということで入れているものでございます。10月以降ということでございますので、6か月分を計上しております。</p> <p>それと、大きなものといたしましては、予算書の15ページの説明欄の上段にありますようにプラント設備定期保守委託1億6,290万円、これが令和3年8月以降の定期点検、定期保守に係る令和3年度分の費用というところで計上しているものでございます。</p> <p>あと、先ほどご説明させてもらった中で3年目に入ることになりますので、委託料の中で精密機能検査といったものを予定しているというところでございますけれども、主な内容としては、そういった内容になってまいります。</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>それと、ホームページの関係でございますけれども、これまでこの組合の施設の案内を中心としたホームページというところをつくっているところでございますので、議会活動についてのホームページについての項目がないというのが現状でございますけれども、ご要望がありましたらホームページについては充実していきたいというふうに思っておりますので、またご意見をいただければ対応してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>それと、定期監査、監査のほうでございますけれども、これにつきましては、月例の定期監査につきましては年に3回、それと、決算監査について1回を予定しているところでございます、近々でいいますと2月の下旬に10月から1月分についての月例監査を監査委員のほうから受けるという形で今準備をしているところでございます。</p> <p>それと、ごみの量でございますけれども、ごみの量につきましては、総量で計上させていただいておりますけれども、附属資料のところの分担金のところの5ページになりますけれども、令和3年度の投入量、木津川市が1万1,421トン、精華町が5,751トンの見込みということで計上しているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ごめんなさい。ちょっと言い方はまずかったけど、4点目に関しては、監査委員と言っているわけじゃなしに、決算で指摘させていただいた会計管理者の、要するに条例上のことなので、また後で、別に予定だけ聞くだけの話だから、またお願いします。</p> <p>できれば、先ほどの継続審査になった議案との関連からいっても、やっぱり組合議会の会議録であるとかというのはどこかで公にしておくことによって、先ほどちょっと休憩中も含めて議論になったような具体的な運用についての約束というか、やり取りについても後々誰か確認できるわけだから、それはやっぱり何らかの工夫が要るんじゃないかという気は、これは意見として申し上げたいと思います。</p> <p>交際費のほうは3月に説明いただくということでしたら、それでお願いします。</p> <p>最後の、1人当たりをお聞きしたのは、ちょっと懸念をしているんですけども、さっきもおっしゃられた附属資料5ページのところに、木津川市さんのほうは1万1,421トンになっていますよね。これは、先月の28日に当組合のホームページにアップされている、いわゆるこの維持管理状況がありますよね。それが、今年度に関して4月から12月分まで載っているわけです、1月発表だから。その段階で、要するに12月末現在で木津川市域の量が約8,861トンの処理だというふうになっています。</p> <p>本来、木津川市さんの議員がやるべきことかもしれないけども、こ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>れを年間で換算すると1万1,786トンになるんですよ、要するに概算というか推計すると。この数字というのは、令和3年の予算で書かれている1万1,421トンよりも多いんですよ。だから、今年度で既に、これは推計だからまだ1月から3月は分からないけども、よると、令和3年の予定投入量を超えるということになっていますという現状ね。</p> <p>もう一個、これは総量だから、さっきお聞きしたのは1人当たりというふうに、要するに換算したらどうなるかというのをお聞きしたかったんだけど、その1万1,421トンという木津川市さんの投入予定量を、令和4年1月1日、要するにこの事務処理をされている人口が、仮に8万人かどうか分からないけども、8万人としてやると、391グラムぐらいになるんですよ、1日当たりの1人のごみ排出量が。になります。ちょっと私、いろいろ数字があるから、木津川市さんのホームページに、これは1月31日、月末の数字が出ている、人口は。木津川市のホームページでね。だから、若干ずれるんだけど、月末の数値で計算をいろいろさせてもらったんだけど、そのぐらいになるんですね、量がね。</p> <p>ここで議論をすることじゃないのかもしれないけども、気になるのは、木津川市さんが平成25年に諮問をして、平成28年11月に答申をもらっている「家庭系ごみ減量施策について」というのがありますよね。これを見ると、平成37年、今年、平成で言われると33年だろうから、4年後に1人当たり326グラムがこの予定というか減量計画なんですよ。それは一挙にいかないと思うんだけど、段階的に減るかもしれないけども、そことの関係性で、この投入量というのは一体どんな、要するに木津川市さんが減量したいと思っている令和3年度の目標値が幾らなのか、その関係で投入量の予定というのはそれと整合性があるのかどうか。言っている意味は分かりますよね。その整合性がよく分からないですが、政策的には木津川市の政策だから、そこは細かいところは木津川市議会がやってもらったらいけども、本組合に関しても、当然、投入量が増えれば増えるほど、維持管理経費だとかいろんなものが膨れ上がるわけですから、また炉が傷む速さが早くなるわけだから、そこについてはやっぱり関心を持たざるを得ないわけで、この点について、要するに木津川市さんの減量計画と処理見込みの関連性についてお願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ちょっと投入量についての考え方につきまして、佐々木議員の解釈とこちらの取扱いは違うのかなというふうに思っています。</p> <p>これまでからもそうなんですけれども、次年度の投入量につきましては、1年前の投入実績に基づいてやっていくということのルールで</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ございますので、令和3年度に計上している投入量につきましては、10月1日を基準日とした過去1年間のごみ量ということですので、見込み量に基づいて普通分担金の割合を決めているわけではないということでございます。</p> <p>逆に言いますと、令和元年度のごみ量につきましては、木津川市におきましては、有料化による駆け込みがあつて、9月のごみ量が非常に増えたというのがあつたと。それが次年度に影響してきているということもありますので、各年度ごとにつきましては、これは見込み量ではなく1年前の実績に基づいてやっているということでございますので、木津川市、精華町のそれぞれのごみ量の見込みでもって当該年度の分担金の割合を決めているものではないということです。</p> <p>この組合につきまして1年限りで終わるものではありませんので、長期的に見れば妥当といえますか、きちっとした按分に落ち着いているというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>これ以上言いませんけども、ということは、今の話を聞くと、令和3年の予定の1万1,421トンというのは、令和2年10月1日現在の量であると。要するに過去の数字だということの解釈でよろしいね。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>そうです。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>分かりました。</p> <p>だとしても、さっきお聞きしたように、この調子でいったら、木津川市さんが策定しているこの326グラム、1日1人当たりのこれはかなり厳しい数値になってくるんじゃないかなという気がするんですよ。</p> <p>だから、ごみが出た以上、それは処理をするのは当たり前なんだけども、その辺での政策の整合性ですよ。木津川市さんの政策との整合性については、木津川市さんとどんな協議がされて処理の計画は立っているのかについては、ちょっと確認をしておきたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>政策の整合性ということでございますけれども、ごみの原単位につ</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>きましては、佐々木議員おっしゃるように、平成37年で326グラムを目標としてごみの減量について努めているところでございます。それぞれの市町におきまして、それぞれの目標値をもってごみの減量といいますか、適切な分別でありましたり廃プラスチックをできるだけ出さないとかいう取組は、それぞれの市町によって取り組まれているところでございます。そういったそれぞれの市町の出てくる将来的なごみ量を勘案いたしまして、この組合の施設規模を決めているところでございます。</p> <p>当然、維持管理費につきましては、それぞれの出てきたごみ量の割合によってやっているものでございますので、木津川市、精華町のそれぞれの施策によりましてごみの減量化が進み、原単位が減ったり増えたりすれば、それに基づいて組合への負担も変わってくるというところでございます。</p> <p>この組合の運営といたしましては、木津川市、精華町から入ってくるごみを適切に処理をするというのが目的でございますので、そういった意味におきましては、現状のごみ量におきまして、稼働率といいますか年間の計画ごみ量からいえば、大体9割程度のごみに相当するわけでございますけれども、適正な規模でつくり、適正に処理をしているところでございますので、今後、ごみが減っていく方向ではあるかと思っておりますけれども、組合運営とそれに基づくごみの減量施策については、各構成市町と連携を図りながら、この施設が、逆に言うところと処理し切れないようなごみの量にならないように、また年間の処理計画の中でそごが出ないように、それぞれの搬入量につきましても毎月注視しながら進めていくということになろうかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>いいですか。 ほかにございませんか。 炭本議員、どうぞ。</p>
<p>炭本議員</p>	<p>炭本です。 勉強不足かもしれないんですけど、ちょっと教えていただきたいことがあります。</p> <p>予算書の14ページ、15ページに係ることと、附属資料の14ページなんですけど、例えばこれは予算書の15ページのその他収入は、この1億8,000万円というのは、事業系ごみ処理手数料のところから分かるんですけど、これ1億8,000万円というのが出てきています。それと、14ページのその他の収入で、一般廃棄物処理手数料1億6,000万円ということが出てきているんですけど、これはどうなのかな。ごめんなさいね。事業系だけの手数料ですやんか、1億八千何とかというのはね。14ページの1億6,443万円というのはどういう形なのか。勉強不足ですみません。</p>

炭本議員 つづき	まず、予算書の14ページのその他の財源。
倉議員	予算書のどこですか。
炭本議員	14ページ。
倉議員	これか。塵埃処理費の1億8,000万円。
炭本議員	<p>塵埃処理費1億8,000万円。この収入は、附属資料の、多分使用料、手数料算出表のところのこの金額だと思うんですね。7ページ、事業系ごみ処理手数料というところで、6,300トンのこの金額ですね。それをすれば、14ページの附属資料の一般廃棄物処理手数料1億6,443万円、その他の収入ということは手数料と書いているんだけど、これはどう見たらいいのかな。ちょっとややこしいかな、いろいろと。手数料と違うものな。どう見たらええの。</p> <p>これは、一般財源の金額は合っている。はい、すみません、よろしくお願ひします。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>すみません、こちらの予算書で見ますと、何をどの財源として充当しているのか、なかなか見にくいと思います。ですので、今おっしゃっていただきました附属資料の14ページを見ていただきたいと思うんですけども、ごみ焼却処理事業費、これにつきましては、その他財源として上げているのが1億6,443万円、これが一般廃棄物の処理手数料でございます。その1つ手前の12ページに基金積立金の事業として、一般廃棄物処理手数料のうち減価償却費相当分1,575万円をその他財源のところに入れてあります。だから、それを合算すると、先ほどの処理手数料になります。</p>
炭本議員	1億8,000万円になるねんね。
山本事務局長	<p>ということになりますので、予算書だけを見ると、どの財源がどれに充当しているのかはちょっと見にくいかと思いますが、附属資料と比べていただきましてご理解いただけたら助かりますので、よろしくお願ひします。</p>

森田議長	いいですか。 炭本議員、どうぞ。
炭本議員	炭本です。 理解しました。12ページのこの部分ですね。 そして、もう一つ、事業系が6,300トン、そしたら、家庭系はどう考えたら、令和3年度の考えておられるのか、量的にです。それはどこかに書いているかな。ちょっと分からなかったんです。本当に勉強不足で申し訳ないです。それだけ教えていただけますか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	すみません、事業系のごみ量がどこにあるのかというところなんですけれども、事業系のごみ量につきましては、令和2年度の実績に基づいて6,300トンという形で計上しています。これにつきまして、予算書の歳入のところにはその算出根拠としては出てきますけれども、分担金、負担金によっては別個のものでございますので、予算書には上がってきていません。今後、実際に令和3年度にどの程度の事業系のものを受け入れたかどうかにつきましては、今度、令和3年度の決算のところに出てくる話になってまいりますので、この予算書においては、あらわに6,300トンというものは出てきていないということでちょっとご理解いただけたらと思います。
森田議長	いいですか。
炭本議員	結構です。
森田議長	ほか。 倉議員、どうぞ。
倉議員	予算書の12ページの維持管理の基金と、それから14ページのこの維持管理業務委託料に関してちょっとお聞きをします。 先ほど事務局長の説明では、建築が3年目に入ったということで、いわゆる維持管理の業務が委託費として上がってきているという分の理解はしていますが、これは毎年これぐらいの維持管理費が出てくるかということを確認しておきたいのと、くしくも、今、ちょっと炭本議員の質問の中で12ページの維持管理基金、これは4,175万円ということで、売電が2,600万円と、あと残りが一般廃棄物の一

<p>倉議員 つづき</p>	<p>部を基金に積み立てたということで、四千百何万が出ているんですけども、これは毎年ずっと積み立てていって、上限、どの程度を思うてはるのかなという思いがしています。</p> <p>というのは、上限というのは、基金条例によると、この維持管理基金に積み立てられるのは電力の売電、それから一般廃棄物の中の収入の一部、それから利子、それから一般会計で一部我々が認めた積立金と、こういうことになっていますね。要は、いずれ来る更新時期のためだけに充ててはるのか、その辺の考え方を確認しておきたいと思うんです。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>施設の定期点検、定期保守につきましては、先ほどもご説明させていただきましたように、点検する機械等がそれぞれ年によって違いますので、非常にばらつきがありますといいますか、高くつくときとそんなにかからない年があります。ですので、以前、ごみ処理の手数料の見直しをご提案させていただいたときに、参考資料でもつけさせてもらっているところに運転管理経費ということで、令和19年度までの大体の目安ということでつけさせてもらっているものがあります。これによりますと、最もお金がかからないときですと、例えば8,000万から9,000万円ぐらいの年であったり、高いときでありますと3億円を超えるようなときも出てくるというところでございます。</p> <p>こういったところにつきまして、今、タクマのほうと長期継続契約をする中で平準化できないかどうかということも含めまして、今、交渉しているところでございますけれども、これだけ多くの定期保守、定期修繕料が増減いたしますと、各市町の分担金も当然増減してきます。そのときに、今年が例えば1億円だったのに、次の年、2億円分担してもらいたいとかというときになったときに、やっぱりそれぞれの構成市町においてもそれを財政負担していくのが非常に困難なことも出てこようかと思っておりますので、この基金につきましては、今後、運営していく中で、できれば構成市町への分担金の平準化の一部に充てられないかどうかということも含めまして取り崩していきたいというふうに思っています。</p> <p>ですので、一つは、大規模的な修繕、緊急的な修繕が生じる場合、それと、各市町に定期点検、定期保守に求めることの分担金の増減に対応するための対応というところで、3点ぐらいの取崩しが出てくるかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>したがいまして、どれぐらいまで基金を積み立てていくのかと目標を定めることなく、余剰電力と入ってくる手数料の10キロ当たり2</p>

山本事務局長 つづき	5円につきましては、この基金にあてがって、適切にここの維持管理に充てていきたいというふうに考えています。取りあえず、令和3年度につきましては、充てないというところでの積立てという考え方でございます。 以上でございます。
森田議長	倉議員、どうぞ。
倉議員	ということは、いずれ、機械ですから、古くなったり修理、それからまた更新という時期が出てきます。そのときに、多額の金額が発生する。それを見据えて、いわゆる木津川市と精華町の負担金をあまり捻出が増減しないような支出の仕方を考えていくということで理解しておいたらよろしいですね。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	今、おっしゃっていただいたとおりでございます。この施設の運営に係る経費、これを例えば令和19年度まで並べますと、大体6億2,000万円ぐらいの平均になります。それを超えるようなときとかを目安にして、超えるというのはここの機器の点検に多額のお金がかかる場合がございますので、そういったときについては、こういった基金を取り崩して充当していきたいというふうに考えています。全てが充当できるわけじゃありませんけれども、一部でも構成市町の分担金が増えすぎないように対応していきたいというふうに考えています。 以上でございます。
倉議員	結構です。
森田議長	ほかございませんか。  (なしの声)  なければ、質疑なしと認め、歳入予算についての質疑に移ります。歳入予算について、質疑ございますか。  (なしの声)  質疑なしと認めます。

<p>森田議長 つづき</p>	<p>以上で質疑を終結します。 これから討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。起立全員でございます。 したがって、議案第4号「令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 慎重なる審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会します。 どうもご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(11:58)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p>